

土地改良事業工事監督業務受託取扱要領

平成6年6月2日制定

(目的)

第1条 この要領は、防府市における土地改良事業の適正かつ効率的な執行を図るため、土地改良区、農業協同組合等の団体（以下「事業主体」という。）が行う事業の執行を市が受託する場合（法手続きを除く。）に必要な事項を、定めることを目的とする。

(委託業務)

第2条 市が委託を受けて行う業務の範囲は、土地改良事業として採択され年度予算の確定したものとし、単独市費による土地改良事業は対象としない。

2 前項の業務の内容は、設計書の調製及びこれに基づく工事の指導監督その他これらを行うに必要な業務（以下「業務」という。）のみとし、用地買収、物件の補償等はすべて事業主体において処理するものとする。

(委託申請)

第3条 業務を委託しようとするものは、土地改良事業監督業務委託申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(受託承認)

第4条 市長は、委託申請書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、受託を適当と認めるときは、土地改良事業監督業務受託承認書（様式第2号）によりその旨を委託者に通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 市長は、受託を承認した場合は、別に定める委託契約書により契約を締結するものとする。

(業務の遂行)

第6条 市長は、委託契約に基づき委託者と緊密な連携のもとに業務の適正な管理にあたるものとする。

2 委託者は、業務が計画的かつ円滑に推進するよう関係者の合意、説得に努めるものとする。

3 業務の施行管理は、国、県等が定めた設計指針及び土木工事施工管理基準を準用し行うものとする。

(委託料)

第7条 委託者は、委託契約に伴う業務の経費として、委託料を納入しなければならない。

2 前項に規定する委託料の額は、市が委託を受けて行う業務に係る工事費の千分の2以内とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

(工事内容の変更)

第8条 委託者又は市長は、委託に係る工事の内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を相手方に通知し、同意を得なければならない。

(検査及び引渡し)

第9条 市長は、業務が完了したときは、委託者の立会のもとに完成検査を行い、合格したときは、遅滞なく業務の目的物を引き渡すものとする。

(施設の維持管理)

第10条 委託者は、引渡しを受けた施設等の効用が当初の目的に沿い十分に発揮できるよう維持管理に努めなければならない。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。